

屋外での焼却は 禁止です!



野外での焼却(野焼き)や

基準に適合しない小規模の廃棄物焼却炉による廃棄物焼却は、
「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

(以下、東京都環境確保条例という)」により **原則禁止**されています。

東京都環境確保条例(第126条)／同施行規則(第62条)

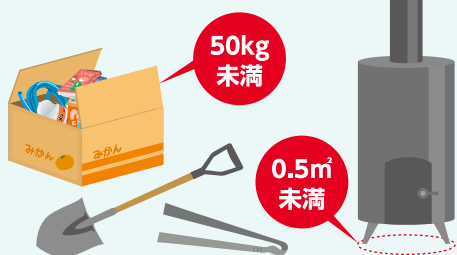
野外での焼却(野焼き)とは

庭、家の前、空き地等にてドラム缶や一斗缶などを利用して廃棄物等を焼却することをさします。



小規模の廃棄物焼却炉とは

火床面積が0.5㎡未満かつ
焼却能力が1時間当たり
50kg未満の焼却炉をさします



廃棄物(ゴミ)を野外にて燃やすと煙や悪臭、
ダイオキシン等により、人の健康及び
生活環境への支障をきたす可能性があります。
また、不十分な消火により
火災を発生させる可能性があります。



野外焼却行為の例外

- 伝統的行事及び風俗慣習上の行事のための焼却行為
- 学校教育及び社会教育活動上必要な焼却行為
- 知事が特にやむを得ないと認める焼却行為

〈例〉 ○災害時の応急対策のために行うもの
○樹木や農作物の病害虫の防除、肥料作り、土壌改良等、林業、農業又は漁業を営む上で行わざるを得ないもの
○消火訓練や消防活動のために行うもの
○落ち葉等の一過性の軽微な焚き火
○人が利用する風呂や暖炉の過熱のために行うもの

風俗習慣上の行事のための焼却

- お祭り
- どんど焼き
- お焚き上げ等



学校教育等のための焼却

- キャンプファイヤー
- 焼き芋等

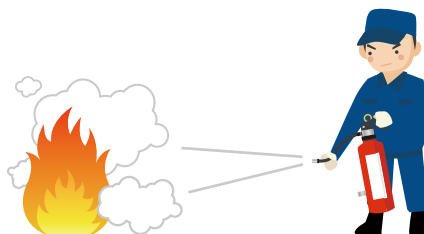


農林漁業のためのやむを得ない焼却

- 樹木や農作物の病害虫の防除
- 土壌改良



消火訓練・消防活動のための焼却

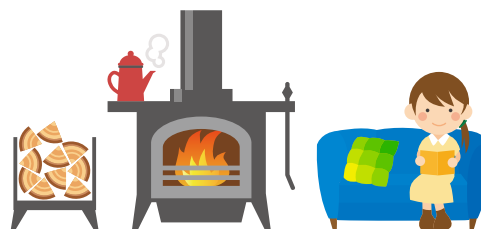


落ち葉等の一過性の軽微な焚き火

- 落ち葉等による軽微な焚き火



風呂・暖炉の過熱のための焼却



※これらの場合でも、周辺地域の生活環境への支障の防止にできるだけ配慮する必要があります。